

2024年9月3日

東京高等検察庁 御中

日本キリスト教協議会 議長 吉高叶  
日本カトリック部落差別人権委員会 委員長 中村倫明  
部落問題に取り組むキリスト教連帯会議 議長 奥村貴充  
日本基督教団 議長 雲然俊美  
日本バプテスト同盟  
日本福音ルーテル教会 総会議長 永吉秀人  
日本聖公会 人権問題担当主教 入江 修  
日本バプテスト連盟  
日本自由メソヂスト教団 議長 米澤澄子  
近畿福音ルーテル教会 議長 末岡成夫  
在日大韓基督教会 社会委員長 申容燮  
日本ナザレン教団 社会委員会 委員長 阿部頌栄  
日本キリスト教会 人権委員会

狭山事件の第三次再審請求で弁護団が提示した 11 人の鑑定人尋問と万年筆インクに関わる鑑定を認め、  
事実調べ、再審への道を開いてください。

本日、キリスト教団体・教派代表による「キリスト者による狭山要請行動」として東京高裁に参りました。私たちキリスト者は、2016年の部落差別解消推進法の趣旨を踏まえ、それぞれの団体・教派で、部落差別をなくす調査研究、教育啓発、相談などに取り組んでいます。本件の狭山事件についても、単に冤罪というだけでなく、部落差別に基づく冤罪という観点からも取り組んでまいりました。

第3次再審請求を東京高裁に申し立てて18年が経過しましたが、その間に石川さんの無実を証明する証拠273点が東京高裁に提出されています。

スコープに付着した土の鑑定、脅迫状と石川さんが書いた上申書の筆跡の違いを解析したコンピューターによる筆跡鑑定などは、極めて重要な証拠です。特に蛍光X線分析によって、石川さんの家から発見された万年筆のインクと被害者の万年筆のインクが、同じものではないことを証明した新証拠は重要です。この鑑定は再審に関して決定的な意味を持ちます。貴庁は、インクを補充して混ぜた場合、インクが凝固しクロム元素が検出されない可能性を主張していますが、弁護団提出の元科捜研技官の実験報告書により、その「可能性」は否定されています。事実に基づいて判断をするため、もう一度、鑑定の実施を検討してください。

狭山事件では1974年の無期懲役の判決以来およそ半世紀もの間、一度も事実調べが行われていません。再審を申し立てている石川一雄さんはすでに85歳です。

新規かつ明白な証拠が出された以上、事実調べをすべきです。貴庁は事実調べを支持し、そして、高等裁判所において再審開始の決定が出された場合には、不服申立てを行わず、速やかな再審の実現を図ってください。